

行雲流水

No.182 令和4年4月4日発行

本校の「職員会議」に向かう心構え

校長 寒河江 正人

本校で働く私たち教職員は、誰しもみな**公務員、もしくは公務員に準ずる職員**です。したがって、関係法令等に基づいて、「**全体の事仕者**」として職務に従事しています。では、「**職員会議**」は、法令等でどのように規定されているのでしょうか。その一部を紹介すると、次のとおり。

◆学校教育法（第28条）

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

◆学校教育法施行規則（第48条）及び東根市小中学校学校管理規則

- 1 中学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
- 2 職員会議は、校長が主宰する。

「職員会議」は「**校長の意思伝達の場**」であり、そこに至るまでの「**分掌部会・学年部会**」「**企画委員会**」などは、「**職員相互の意見交換・情報共有・研修の場**」でもあります。したがって、職員は、本校の学校経営に参画する者の一人として、探究的に職能を磨き、直面する課題を解決しようとする「主体的な意識と行動」をもつことが求められます。つまり、私たち教職員一人ひとりも「主体的な学習者（マナビアン）」と言えるでしょう。その前提に基づいて「**校長が決済し得るための補助機関**」として機能する必要があります。

その一 お互いの「のりしろ」を大切に仕事をする。

※担当業務を私物化しない。担当は、個人事業主ではない。「ひと」「かね」「もの」担当者個人で決裁できるものは一つもない。

4 「校長の意を体して」（やらないという選択肢はない。解決を先送りする言い訳をするな！）

まず、担当者としての考え（具現化するための原案）をもって、同僚・上司に相談から。上司の指導助言を受けて、OKをもらえるまで何度でも案を練り直す。

調整（事前レクチャー）が済んだら、いよいよ起案・決裁へ。

細部については、複数の眼でチェック体制の徹底を！ ※担当者本人には気付かないこともある。

「自戒をこめて大切にしたい仕事のポイント 2」より